

事業推進部規則

(目的)

第1条 この規則は定款第37条に基づき設置する事業推進部に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 事業推進部は、会員の要望に基づいた収益事業の企画推進を目的として、次の業務を行う。事業の対象は、本会の広報活動を念頭に置き会員のみならず会員外についてもその範囲とする。

- (1) 収益事業の調査研究に関する事項
- (2) 展示会、博覧会等に関する事項
- (3) 出版、情報提供等に関する事項
- (4) 教育、セミナー、講習会等に関する事項
- (5) 学術団体その他の関連団体との協調に関する事項
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 事業推進部は、事業推進部長および3名以下の副事業推進部長、事業推進部の業務分野を分掌する運営幹事と事業推進部長が指名した委員からなる本委員会、その下部組織である委員会をもって構成する。

- 2 事業推進部長は前項の組織に加え、臨時組織を設けることができる。
- 3 事業推進部長は本委員会の要請にもとづき、委員会等の設置、廃止を行うことができる。

(選任)

第4条 正(副)事業推進部長はA・B会員が推薦する自社保健医療福祉情報システム事業経営幹部の中から運営会議が次期候補を選出し、会長が委嘱する。

- 2 正(副)委員長は、A・B・C会員の中から互選により選出し、事業推進部長が委嘱する。但し、上記会員に適任者がいない場合には、当該委員会に参加する委員から互選し、運営会議の承認を得て選出することができる。
- 3 委員は事業推進部長が会員に適任者の派遣を要請し委嘱する。
- 4 会長は、事業推進部長の要請により、会員以外の学識経験者、有識者等を特別委員として委嘱することができる。

(任期)

第5条 正(副)事業推進部長の任期は2年を原則とするが、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員のため選任された場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 事業推進部長は事業推進部を代表しその業務を統括する。

- 2 副事業推進部長は事業推進部長を補佐し、事業推進部長が事故あるときは、あらかじめ定められた順番に従ってその職務を代行する。
- 3 事業推進部の業務分野を分掌する運営幹事は、事業推進部長の要請によりその職務を代行することができる。
- 4 特別委員は本会の趣旨を理解し本会の発展のために発言、行動する。

(辞任)

第7条 正(副)事業推進部長および特別委員が辞任しようとするときは会長の承認を得なければならない。

- 2 正(副)委員長が辞任しようとするときは事業推進部長の承認を得なければならない。

(定足数および採決)

第8条 本委員会は、第3条第1項に規定する構成員が議決権を有し、その総数の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状は採用しない。

- 2 本委員会での採決は、会議出席議決権者総数の3分の2以上の同意をもって行う。
- 3 事業推進部長が本委員会の開催に相当の合理性があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、出席議決権者が議決権総数の過半数を満たせば開催でき、会議出席議決権者全員の同意をもって採決することができる。
- 4 緊急議案の採決においては、事業推進部長が必要と認めた場合には電子メールを用いて採決することができ、総議決権数の3分の2以上の同意をもって行う。

(活動記録の作成)

第9条 本委員会、その下部組織である委員会、および第3条第2項で定めた臨時組織で活動を行った場合には、必ず電子化された議事録等活動記録を作成し出席者等に配布するとともに、保存のため事務局に提出しなければならない。

附則(平成22年10月1日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則(平成24年6月1日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附則(平成25年1月22日)

- 1 この規則は、平成25年1月22日から施行する。

附則(平成27年7月21日)

- 1 この規則は、平成27年7月21日から施行する。

附則(平成29年8月23日)

- 1 この規則は、平成29年8月23日から施行する。